

明るく豊かで健やかな防府創出会議設置要綱

令和元年10月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市自治基本条例第13条に基づく総合計画及びまち・ひと・しごと創生法第10条に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定にあたり、広く意見を求めるため、明るく豊かで健やかな防府創出会議（以下「創出会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 創出会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等の代表者
- (3) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 創出会議の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、創出会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創出会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 第2条第1項第2号に掲げる委員は、やむを得ない理由により創出会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。
- 3 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の創出会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 創出会議の事務局は、総合政策部企画経営課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、創出会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

明るく豊かで健やかな防府創出会議
会長 様

明るく豊かで健やかな防府創出会議
委員 ㊦

委 任 状

私は、 年 月 日に開催される第 回「明るく豊かで健やかな防府創出会議」に出席できませんので、全てを下記の代理人に委任します。

記

代 理 人

（所属団体等名称）

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ）